

毎週火、金曜日発行(但休日にかぎらず)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

(翌日)

鳥取県公報

目 次
◇条例 鳥取県林業構造改善事業審議会条例

条 例

鳥取県林業構造改善事業審議会条例をここに公布する。

昭和三十九年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十四号

鳥取県林業構造改善事業審議会条例

(設置)

第一条 鳥取県における小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の基盤の整備及び拡充、近代的な林業施設の導入等林業構造の改善に関し必要な事業(以下

「林業構造改善事業」という。)の推進を図るため、鳥取県林業構造改善事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、林業構造改善事業に係る計画地域の指定、計画の認定並びに計画の樹立及び実施の指導に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

- 一 市町村長
- 二 農林業団体の役員
- 三 農林漁業金融公庫受託金融機関の役員
- 四 林業構造改善事業の実施主体の代表者
- 五 農山村の青年婦人組織の代表者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 学識経験者

